

事務連絡

令和8年1月29日

利用団体各位

国立江田島青少年交流の家
所長 人見 達也
(公印省略)

林野火災注意報・警報発令に伴う屋外活動の制限について

平素より弊所の事業・運営にご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。

昨今、全国各地において林野火災が多発しており、特に乾燥及び強風等の気象条件においては、火災発生及び延焼の危険性が一層高まる状況にあります。このような状況を踏まえ、総務省消防庁より林野火災の未然防止及び被害軽減を目的として、2026年1月から「林野火災注意報・警報」が新設されました。これを受け、江田島市では市の条例に基づき、林野火災の防止を目的に屋外での火の取り扱いの制限や違反行為に対する罰則が規定されています。

これらの状況を踏まえ、当施設では安全管理体制の一層の強化を図るため、林野火災注意報または警報の発令の有無に関わらず、江田島市が定める期間において、屋外で火を扱う活動を中止することといたしました。

つきましては団体関係者の皆様におかれましては、下記の内容をご確認いただき、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 運用期間について

- ・令和8年1月1日～5月31日

2 当施設で実施不可となる活動について

- ・野外炊事研修
- ・防災野外炊事研修
- ・ファイヤーのつどい

3 参考

- ・江田島市役所 林野火災注意報・警報の運用開始について
(HP : <https://www.city.etaljima.hiroshima.jp/cms/s/articles/show/11578>)
- ・林野火災注意報・林野火災警報チラシ (別紙参照)

以上

林野火災 注意報・警報

令和8年1月1日運用開始

対象期間は毎年1月1日から5月31日まで

林野火災注意報

林野火災警報

発令 基準

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下

②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

注) 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合等を除く。

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

火の使 用制限

努力義務

山や森林を火災から守るためにご協力をお願いします。

義務

罰則有り

注意報・警報が発令された場合、以下のとおり火の使用が制限されます。

- ・山林、原野等において火入れをしないこと。
- ・煙火を消費しないこと。
- ・屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ・屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと。
- ・残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

たき火に該当する具体的な行為について

消防法令上、たき火は「火の持つ本来の効用を利用するが、火を使用する設備器具を用いないで、又はこれらの設備器具による場合でもその本来の使用方法によらないで、火をたく形態一般」のことをいいます。

最終的には、個別具体的な判断が必要となるのですが、大まかには以下のようなイメージで整理しています。

×たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



○たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）

